

# 令和 6 年度建設副産物実態調査

## 記入要領（神奈川県版）

### 1. 記入対象工事

**令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間）に完成した公共工事を対象**に実施します。したがって、令和 5 年度以前に着工した工事であっても、令和 6 年度に完成した工事は対象になります。また、令和 6 年度に着工した工事であっても、繰越により令和 7 年度以降に完成する工事（債務負担工事は除く）は含みません。**記入する数量は、原則として\*着工から完成までの全工期中の量を対象**とします

※例外事項：複数年度にまたがる債務負担工事の取扱いについて

契約金額は、当該年度の**年割り額（発注者に確認のうえ記入）**を記入し、工事内容については**当該年度分**の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量等のみ記入することとします。

- 契約金額100万円以上（税込み）の全ての工事を対象**とします。
- 調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い工事は提出不要**です。

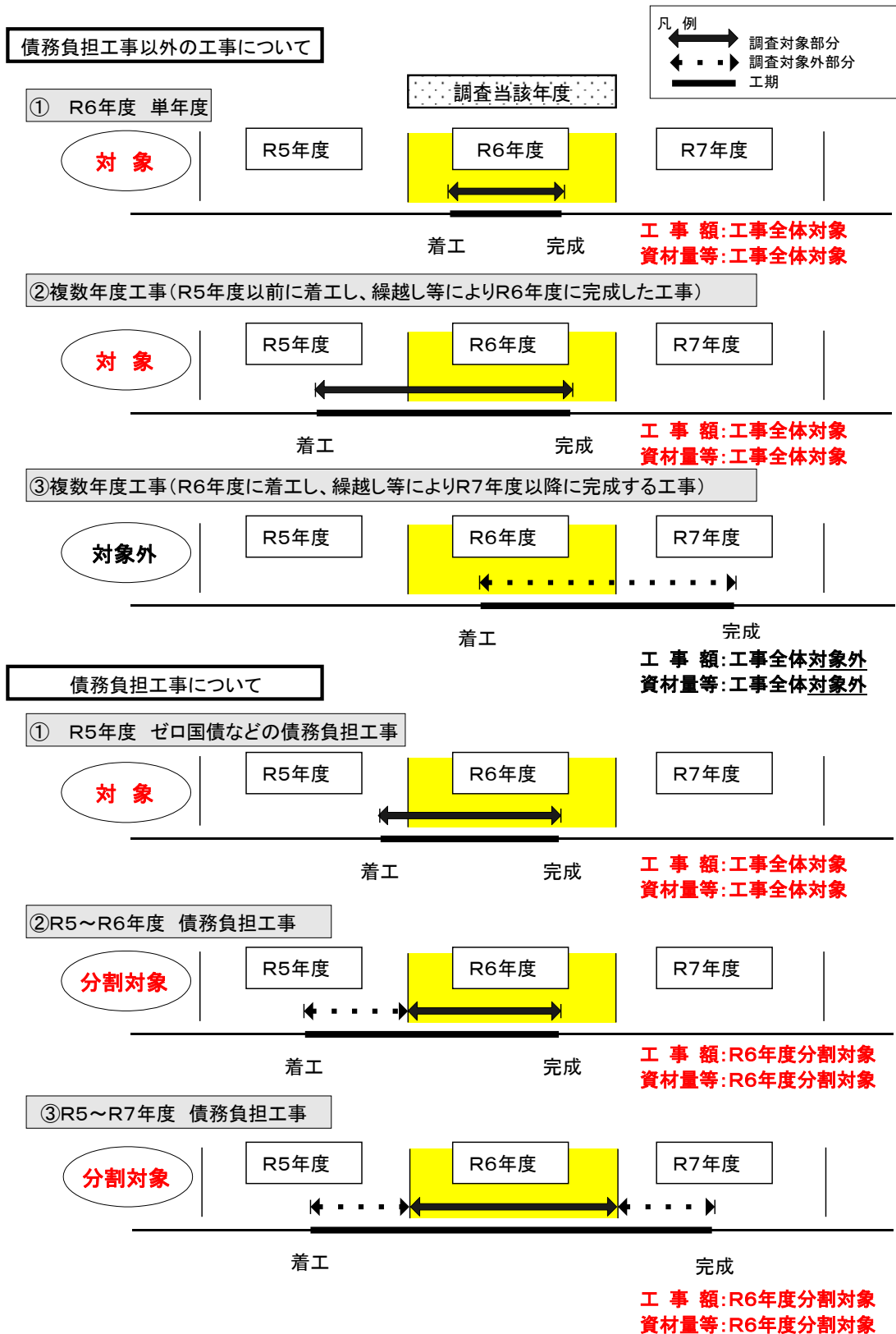


図 調査対象工事の年度の考え方

## 2. 調査対象品目

本調査の対象品目は、搬入する建設資材と、搬出する建設副産物があり、具体的な品目は、下表のとおりです。

表1 調査対象品目

搬入する建設資材	搬出する建設副産物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂</li> <li>・コンクリート</li> <li>・木材</li> <li>・アスファルト・コンクリート</li> <li>・碎石</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材A (柱・ボードなどの木製資材が 廃棄物となったもの)</li> <li>・建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)</li> <li>・建設汚泥</li> <li>・金属くず</li> <li>・紙くず</li> <li>・廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)</li> <li>・廃塩化ビニル管・継手</li> <li>・廃石膏ボード</li> <li>・その他の分別された廃棄物</li> <li>・混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)</li> <li>・建設発生土</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 3. 調査票の記入方法

利用量・搬出先調査では、建設副産物情報交換システム(以下、「COBRIS」という。)を用いて作成してください。

ただし、COBRISの利用が困難な場合は、国土交通省ホームページの「再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場掲示対応版」を用いて再生資源利用(促進)実施書を作成してください。

## 4. 調査票の提出方法

調査対象工事の受注者の方は、工事完了後その実施状況を記録し、COBRIS又は国土交通省ホームページの「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場揭示対応版（エクセル）」に入力してください。（「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場揭示対応版（エクセル）」に入力して再生資源利用（促進）実施書を作成した場合は、電子データ等で発注者に提出してください（COBRISで入力した場合は提出不要です）。なお、作成した記録は、控えとして自社で工事完成後5年間保存して下さい。内容に関して後日問い合わせをする場合があります。

発注者は、調査対象工事の受注者の方より提出された電子データ等の内容を必ず確認してください（請負金額、建設資材利用量、建設副産物発生・搬出量、搬出先情報など）。工事記録内容が正しければ、取りまとめ担当者を経由して、各々の工事のデータを取りまとめ提出してください。（COBRISで入力した場合は提出不要です）

なお、取りまとめ時のデータの重複提出（同一工事名があるなど）には、十分注意してください。

**最終提出期限：令和7年5月30日（金）**

**（神奈川県県土整備局都市部技術管理課への提出）**

## 5. 記入上の注意

- ①提出した調査票の記入内容について問い合わせる場合がありますので、提出した調査票の控えをとっておいてください。

なお、問い合わせに際しては、請負会社記入欄の調査票記入者もしくは工事責任者に問い合わせしますので、それぞれの担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号）を必ず記入してください。

- ②発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.000」となる場合は、「0.001」と記入してください。

例：建設発生木材Aが「0.4kg」発生した場合  
「0.0004トン」⇒「0.001トン」

- ③数量の整数部にカンマ「,」を付けないでください。また、桁間違いに十分注意して記入してください。小数点以下を記入する場合は必ず小数点（ピリオド）「.」を付けて記入してください。

なお、「請負金額」及び「運搬距離」については、記入桁が指定されていますので、ご注意ください。

例：請負金額 「12555000円」⇒「12560000円」

例：運搬距離 「0.4km」⇒「1km」

- ④重量換算について

土砂、碎石、建設発生土以外の品目の数量単位は重量（トン）で記入してください。

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表6）を参考にして記入してください。

- ⑤再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入してください。

ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎（売却、再資源化施設など）に1箇所として合算して記入してください。

搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せ下さい。

表2 建設資材利用〔調査対象品目〕（1）

分類	小分類	具体的品目説明
土 石	山砂、山土などの 新材 (採取土、購入土)	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土 (土質改良プラントか らの購入土)  (第1種～第4種 改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土) ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設発生土 (第1種～第4種 建設発生土、浚渫 土以外の泥土)	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表5参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土 (第1種～第4種 処理土)	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの (第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土)
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
	木 材	板材、パーティクルボード、合板、集成材(ボード)、繊維板など、角材、集成材(ボード除く)、植生基盤材など(植栽用の樹木は除く)。
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリートには、次の品目があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・粗粒度アスファルト混合物</li> <li>・密粒度アスファルト混合物</li> <li>・細粒度アスファルト混合物</li> <li>・開粒度アスファルト混合物</li> <li>・改質アスファルト混合物</li> <li>・アスファルト・モルタル</li> <li>・加熱アスファルト安定処理混合物</li> </ul>	

表3 建設資材利用〔調査対象品目〕（2）

分類	小分類	具体的品目説明
コンクリート	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いた生コンクリート
	上記以外の生コンクリート （新材も含む上記以外の全て）	「上記以外の生コンクリート」は、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材（熔融スラグなど）を用いた生コンクリート 又は、新材骨材を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いたコンクリート二次製品 （有筋、無筋を問わず）	PC版、コンクリート平板・U字溝等、有筋・無筋を問わず 原材料がコンクリートで造られた製品のうち、コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いたものを記入。
	上記以外のコンクリート二次製品（新材を含む上記以外の全て。有筋、無筋を問わず）	「上記以外のコンクリート二次製品」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いたコンクリート二次製品又は、新材骨材を用いたコンクリート二次製品
砕石	鉾さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	クラッシャーラン	岩石等を破砕した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要なに応じて補足材料を加えて混合した路盤材料 （再生クラッシャーラン）
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破砕した石。天然のままの、加工していない石
	その他の砕石	その他の砕石として、次の品目がある。 ・粒度調整砕石 （一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要なに応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材（再生粒度調整砕石） ・単粒度砕石 （均一の粒度となるよう調整した砕石）

表4 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)		定義	
建設 廃 棄 物	がれき類	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
		アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートの破片
	木くず	建設発生木材A (柱、ボードなどの 木製資材が廃棄物とな ったもの)	木製資材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
		建設発生木材B (立木、除根材などが 廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね200kN/m<sup>2</sup>(2kgf/a)以下または一軸圧縮強さが50kN/m<sup>2</sup>(0.5kgf/a)以下)</li> <li>廃ベントナイト泥水</li> <li>リバース工法等に伴う廃泥水</li> </ul> 出典： 「建設廃棄物処理ガイドライン」(株)ぎょうせい(1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(H2厚生省衛産37号)
	金属くず		鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず		工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)		フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入して下さい。
	廃塩化ビニル管・継手		塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード		石膏ボードが廃棄物となったもの
その他分別された 廃棄物		上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの (ガラスくず、陶磁器くず、繊維くず、廃油)	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)		上記の建設廃棄物が混合状態となったもの	
建設 発生 土	表5 参照  第1種建設発生土 ～ 浚渫土 (建設汚泥を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土</li> </ul>	

注1) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外です。

注2) 一般廃棄物は対象外です。

注3) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。

但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注4) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいで結構です。



表5 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/m <sup>2</sup>	土質材料の工学的分類		備 考		セキス上の区分
			大分類	土 質	含水比 (地山) W <sub>n</sub> (%)	掘削 方法	
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずる物	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	—	第1種建設発生土
	第1種改良土		砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}			
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずる物	第2a種	800以上	礫質土	粒分まじり礫 {GF}	—	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。	第2種建設発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。	第3種建設発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずる物〔第3種建設発生土を除く〕	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	—	第4種建設発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度		
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
泥 土	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	—	泥土 (浚渫工事に伴う泥土は浚渫土)
	泥土b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—		

出典：「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。

実態値がない場合には、換算表（表6）を参考にして記入して下さい。

表6 <参考>重量換算係数（ $\text{t}/\text{m}^3$ ）

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注2
	建廃ガイドライン値※注1	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24～ 0.30※注3	0.26
砕石	—	—	2.0※注4	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200※注5 ( $\text{kg}/\text{m}^3$ ) (管・パイプ )		
廃石膏ボード	—	0.65 ～0.8※注6		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値：『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物（環境省）：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発第061227006号）の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は（社）建設業協会及び（社）全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」（社）日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) （社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表7 搬出先の種類の定義（1）

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2. 他の工事現場 (内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3. 他の工事現場 (海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4. 土質改良プラント	土質改良プラントへの搬出 (再利用される工事の予定の有無にかかわらず)
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事計画及び事業計画等（農地の嵩上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む）がある予定地（仮置場）へ搬出した場合</li> <li>・ 建設発生土の一時保管場所（仮置場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用の目的がある場合</li> </ul>
6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がない場合)	建設発生土の一時保管場所（仮置場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用の目的がない場合
7. 採石場・砂利採取跡地等 復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
8. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
9. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
10. 土捨場・残土処分場	公共、民間を問わず建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

表8 搬出先の種類の定義（2）

建設廃棄物の場合																									
コード	定義																								
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）																								
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）																								
3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合																								
4. 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント																								
5. 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" data-bbox="491 831 1425 1350"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>施設の種類の種類</th> <th>主な再生材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）</td> <td>建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊の破砕施設）</td> <td>再生砕石</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材（木くず）</td> <td>チップ化施設、選別施設処理施設</td> <td>木材チップ</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）</td> <td>流動化処理土 建設汚泥処理土</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）</td> <td>ペレット、再生油、固形燃料</td> </tr> <tr> <td>廃塩化ビニル管・継手</td> <td>廃塩化ビニル管・継手処理施設</td> <td>塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード</td> <td>廃石膏ボード処理施設</td> <td>石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</td> <td>選別施設</td> <td>土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土 建設汚泥処理土	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材																							
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石																							
建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ																							
建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土 建設汚泥処理土																							
廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料																							
廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管																							
廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード																							
混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品																							
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" data-bbox="491 1451 1425 1518"> <tbody> <tr> <td>建設発生木材（木くず）</td> <td>燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材（木くず）	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																						
建設発生木材（木くず）	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																								
7. 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの <table border="1" data-bbox="491 1619 1425 1783"> <tbody> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																				
建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設																								
建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																								
8. 廃棄物最終処分場	（廃棄物処理法で規定された）内陸型・海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出																								